※本公募は平成29年度政府補正予算案に基づくものであるため、成立後の補正予算の内容により、 事業内容及び予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、ご応募ください。

平成29年度補正予算 「生産性革命に向けた革新的技術開発事業」 「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「経営体強化プロジェクト」

平成30年1月

<u>農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課</u> 農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター

生産性革命に向けた革新的技術開発事業の概要

平成29年度補正予算額 【1,000百万円】

対策のポイント

○ 農林水産業における生産性革命を推進するため、人工知能(AI)やドローン等の最先端技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する技術開発を早急に推進

背景/課題

- 我が国農林水産業の競争力強化を図るため、担い手の不足や高齢化など生産現場が直面する課題に対応しつ つ、生産性を飛躍的に向上させる技術が求められているところ
- 人工知能(AI)やドローン等の最先端技術を活用してイノベーションを創出することにより農林水産業に劇的な技術革新をもたらす

主な内容

○ 現場ニーズに即した明確な開発目標の下で、生産者・企業・大学・研究機関がチームを組んで、最先端技術を活用し、イノベーションを創出して行う省力化・低コスト化等の生産性革命に資する技術開発を推進 〔事業実施主体:(国研)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)〕

革新的技術開発・緊急展開事業のうち経営体強化プロジェクトの概要

平成29年度補正予算額 【6,000百万円】 うち新規採択 【1,000百万円】

対策のポイント

○ 国際競争力の強化に向け、明確な開発目標の下、生産者・企業・大学・研究機関がチームを組んで、生産者への実装までを視野に入れた技術開発を早急に推進

背景/課題

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、我が国農林水産業の体質強化を図るため、外国産との差別化や更なる生産性の向上を可能にする技術を生み出し、生産現場での速やかな活用につなげることが重要
- このため、生産性向上に直結する課題に重点を絞り、分野の垣根を越えた研究勢力を結集して研究開発を実施 し、短期間で研究成果を得て生産現場に実装することが必要

主な内容

○ 生産者の技術力強化のため、テーマ毎に、生産者、企業(ベンチャー企業等)、大学、研究機関がチームを組んで、明確な開発目標の下で現場への実装までを視野に入れた技術開発を支援〔事業実施主体:(国研)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)〕

プロジェクトのスキーム

技術開発主体

生産者、民間企業、研究機関(国研、公設試、民間、大学等)、地方公共団体等で構成する研究コンソーシアム

支援内容

生産者等のニーズを踏まえ、生産性向上やコスト削減などの具体的な数値目標を明らかにした「明確な開発目標」の下、研究コンソーシアムが策定する「地域戦略・研究計画」に基づき実施する、関係者が一体となった、現場への実装までを視野に入れた技術開発に要する経費を支援 【委託費, 定額】

※ 国及び事業実施主体で審査を行い、支援対象者及び支援額を決定

支援期間

原則、平成32年度末まで

主な要件

① 研究コンソーシアムに、生産者及び地方公共団体(地域戦略の対象範囲に対応する自治体)が参画すること

注1) 生産者のコンソーシアムへの参画が必須

協力機関(コンソーシアム外)としての参画では要件を満たさないので、留意すること

- 注2) 地方公共団体の参画が必須(協力機関としての参画も可) 農林漁業団体等の単位で地域戦略を策定し、当該団体等が 開発技術の普及を行う場合は、当該団体等が参画すれば、地 方公共団体の参画は必須ではない
- ② 実際の農林水産業の現場等で実証研究を行うこと。 (例) 生産に関する技術開発を行う場合は、農家や法人の経営の中で実証研究を実施

【地域戦略・研究計画で定める主な事項】

- 対象とする地域、品目(経営類型)
- 今後目指す方向性(※)及びその具体的な指標(根拠を示し定量的に) ※方向性の例:差別化、需要開拓、輸出拡大、生産性向上 等
- 〇 明確な開発目標
- 目標実現のために必要な技術及びその研究計画
- 開発した技術の社会実装計画

#

公募対象 ①

国が定めた技術課題に沿って、企業、大学、研究機関、生産者等が総力を結集して実証研究を行うものです。

- 地域の競争力強化の方針(地域戦略)
- 地域戦略の実現に必要な技術体系の開発計画(研究計画)
- を一体的に策定した<u>「地域戦略・研究計画」の公募を行います。</u>

農林水産業の現場ニーズに沿った実証研究とするため、また、生産者の技術力を強化するため、研究の目標を明確にするとともに、生産者の参画を得た上で、農林水産業の現場(例えば、生産に関する技術開発を行う場合は、生産者等の経営の中)で実証研究を行うこととします。

また、実証研究の実施場所(研究・実証地区)は、基本的には参画する生産者のほ場等で実施していただくことになりますが、確立する技術体系が地域戦略の対象地域に速やかに普及できるよう、適切に設定してください。

※ 同一の地域戦略で複数の研究計画を応募するなど、一体的に策定したとみなされないものは認められません。

公募対象 ②

(1)研究開発目標

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者などがこれまでの導入前の技術体系と比較して、生産費の低減、所得の増加、輸出額の増加等が可能となるような目標を設定していただきます。目標については、その算定根拠・方法を併せて明示してください。所得に関する目標について、生産段階のみならず、具体的根拠が示せるのであれば、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮することも可能です。

(2)研究実施期間

原則として契約締結時から平成33年3月末までです。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な試験研究計画等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

(3)委託研究費限度額

それぞれの公募要領の別紙1のとおりです。

ただし、審査の結果、提案いただいた計画の一部も含め、研究経費の計上額を変更していただくことがあります。

応募要件等 ①

(1) 応募要件

① 生産性革命に向けた革新的技術開発事業は、省力化・低コスト化等の生産性革命に資する実証研究であること。

革新的技術開発・緊急展開事業(経営体強化プロジェクト)は、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく攻めの農林水産業への転換に必要な実証研究であること。

- ② それぞれの公募要領別紙1「公募する研究課題の内容と目標」において提示されている技術課題の実証研究(公募研究課題)であること(提示されていない技術については、研究計画の一部として提案したものも委託研究の対象とはなりません。また、課題ごとの留意事項を遵守してください。
- ③ 研究機関、地方公共団体、生産者、民間企業等により研究グループを構成すること。
- ④ 研究期間終了後、実証研究によって確立された新たな技術体系の効果の検証や改良、システムのメンテナンスや基本データの更新等をどのように行うのかなど、研究期間終了後においても研究成果の 活用が十分になされるような継続的な研究実施体制を整備すること。
- ⑤「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」、「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」、「平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業(大規模導入実証)」等、実証研究・実証事業等(他省庁の事業等を含む。)で実施した実証研究等の成果を活用して応募する場合にあっては、当該事業で実施した実証研究等の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たに取り組む意義・必要性を整理すること。

応募要件等 ②

(2) 研究グループの要件 ①

① 研究グループには、<u>原則として、地方公共団体(行政又は普及組織のいずれか、もしくは両方)が参</u> 画(協力機関としての参画を含む。)すること。

ただし、農林漁業者団体等を単位とする地域戦略を策定する場合であって、当該農林漁業者団体等が技術体系の普及に取り組む場合は、地方公共団体の代わりに農林漁業者団体等の参画(協力機関としての参画を含む。)で可とします。

- ② 生産性革命公募要領の別紙1の(1)ア)、(2)、(3)、(4)、(5)の公募課題、経営体プロ公募要領の別紙1の(2)、(4)、(8)ア)、(8)イ)の公募課題については、研究グループには、市販化を担当する民間企業等が参画(研究コンソーシアムの構成員となることが必要です。協力機関としての生産者の参画だけでは認められません。)すること。
- ③ 研究グループには、生産者(別紙2で定める者)が必ず参画すること(研究コンソーシアムの構成員となることが必要です。協力機関としての生産者の参画のみでは認められません。)。
- ※ 参画する生産者については、別紙5の提案書様式 様式1-3【研究グループの構成】の「研究計画の実施体制図(研究グループの関係図)」において、名称の後に、
 - 生産性革命は、「(農)、(水配)、(林)、(漁)、(水加)、(水流)、(捕)」(農:農業者、水配:水配分を担う者、林:林業者、漁:漁業者、水加:水産加工業者、水流:水産流通業者、捕:捕獲・処理従事者)等の生産者だとわかる記号
 - ・ 経営体プロは、「(農)、(チ)、(林)、(木)、(食)」(農:農業者、チ:チーズ生産者、林:林業者、木:木材・木製品製造業者、食:食品製造業者又は食品流通業者)等の生産者だとわかる記号
 - を記載していただき、様式2-1【研究計画の内容】の2. (2)「生産者の概要」の欄に、生産者であることが確認できるように概要を記載してください。

記載がない場合や生産者であることが確認できない場合は、不採択になる可能性があります。また、参画している生産者に開発目標の妥当性等の観点から提案書を確認していただき、同意を得てください。

応募要件等 ③

生産者の定義(生産性革命に向けた革新的技術開発事業)

研究コンソーシアムへの参画が要件となる生産者は、公募課題ごとに、以下の表に該当するいずれかの者とします(なお、公募課題によっては、技術の普及・社会実装の対象を明確化するため、別紙1の留意事項において経営規模や複数の者の参画等条件を課しているものがありますので、御留意ください。)。

公募課題名	参画が要件となる生産者
(1)ア) ICT・ドローンを活用した作付・栽培管理最	○ 農業を営む法人
適化システムの開発	○ 認定農業者
(2) 繁殖牛の飼養管理技術の開発	○ 集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農業
	を営む者が構成員となっている任意団体
	○ コントラクター等農作業を受託して実施することを主な営利
	業務としている法人
(1) イ) ICTを活用した農業用水の配水システムの構	○ 当該地域の水配分を担う者
築に向けた調査計画手法の開発	
(3) レーザーセンシング技術等を活用した森林路網作設	○ 林業を営む法人
支援システムの開発	○ 林業を受託して実施することを主な営利業
	務としている法人
(4) AI、ICT等を活用した魚介類の選別・加工技	○ 漁業者
術、流通システムの開発	○ 水産加工業者
	○ 水産流通業者
(5) ジビエ利用の推進に資する鳥獣対策技術の開発	○ 狩猟免許を有する、捕獲・処理従事者(または関連組織)

※ 研究コンソーシアムの構成員となる生産者は基本的にe-Radへの登録が必要ですが、構成員となる生産者全員の登録ではなく、代表となる1者の登録でも可とします(任意団体の中の代表となる1者の場合でも可とします。)。

ただし、別紙1の留意事項において複数の者の参画を条件としている場合は、該当する全者の登録が必要です(例えば、公募課題(4)の場合は、漁業者の代表1者、水産加工業者の代表1者及び水産流通業者の代表1者の計3者の登録が必要となります。)。

応募要件等 4

生産者の定義(経営体強化プロジェクト)

研究コンソーシアムへの参画が要件となる生産者は、公募課題ごとに、以下の表に該当するいずれかの者とします(なお、公募課題によっては、技術の普及・社会実装の対象を明確化するため、別紙1の留意事項において経営規模や複数の者の参画等条件を課しているものがありますので、御留意ください。)。

公募課題名	参画が要件となる生産者
(1) 超省力安定多収直播技術の開発	○ 農業を営む法人
(2)農薬・肥料を効率的に自動散布可能なドローンシス	○ 認定農業者
テムの開発	○ 集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農業
(3)新たな資材等を組み合わせた低コスト高温対策技術	を営む者が構成員となっている任意団体
等による周年安定生産技術の開発	○ コントラクター等農作業を受託して実施することを主な営利
(5) 気象リスクに対応した安定的な飼料作物生産技術の	業務としている法人
開発	
(6)慢性疾病対策に有効な飼養衛生管理技術の確立	
(4) 国産発酵微生物を活用した日本独自のナチュラル	○ チーズ生産者
チーズ製造技術の開発	
(7) 国際競争力を強化するための構造用集成材等の国産	○ 林業を営む法人
木材製品の低コスト化	○ 林業を受託して実施することを主な営利業務としている法人
	○ 木材・木製品製造業者
(8)ア)加工食品の輸出促進のための賞味期限延長技術	○ 食品製造業者
の開発	
(8) イ) 国際競争力強化に向けた生鮮野菜の容器包装技	○ 食品流通業者
術の開発	

※ 研究コンソーシアムの構成員となる生産者は基本的にe-Radへの登録が必要ですが、構成員となる生産者全員の登録ではなく、代表となる1者の登録でも可とします(任意団体の中の代表となる1者の場合でも可とします。)。

ただし、別紙1の留意事項において複数の者の参画を条件としている場合は、該当する全者の登録が必要です(例えば、公募課題(7)の場合は、林業を営む法人の代表1者、又は林業を受託して実施することを主な営利業務としている法人の代表1者と木材・木製品製造業者の代表1者の計2者の登録が必要となります。)。

応募要件等 ⑤

(2)研究グループの要件②

④ 委託事業は直接採択方式であり、<u>実証研究の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委</u> 託することはできません。

このため、<u>研究グループが実証研究を受託しようとする場合には、次の要件を満たすとともに</u>、研究グループに参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、<u>応募は研究代表機関か</u>ら行っていただく必要があります。

- ア 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての研究機関 等が同意していること。
- イ 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、<u>研究グループとして、次のいず</u> れかの方式によりコンソーシアムを設立することが確実であること。
 - ・ 実施予定の試験研究計画に関する規約を策定すること (規約方式)
 - 研究グループ参加機関が相互に実施予定の試験研究計画に関する協定書を交わすこと(協定書方式)
 - 共同研究契約を締結すること(共同研究方式)

応募要件等 ⑥

(3)研究代表機関の資格要件 ①

研究代表機関は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等(※)であること。
 - ※ 法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。
 - ア 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること。
 - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② <u>平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること</u>。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。
 - ※ 提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約までに競争参加資格を取得してください。
- ③ 委託契約の締結に当たって、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。
- ⑤ 応募者が受託しようとする実証研究等について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制 を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

応募要件等 ⑦

(4) 各種施策との連携 ①

①「「知」の集積と活用の場産学官連携協議会」との連携

農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、我が国農林水産・食品産業のオープンイノベーションを推進するため、農林水産技術会議事務局では、新たな産学連携研究を促進する仕組み(「知」の集積と活用の場)づくりを進め、平成28年4月に「「知」の集積と活用の場産学官連携協議会」を立ち上げています。本事業の実施に当たっては、この産学官連携協議会と連携しつつ、農林水産・食品産業の成長産業化のため、商品化・事業化に繋がる研究開発を進めていくことが重要と考えています。

産学官連携協議会の下、研究領域ごとに研究開発プラットフォームを形成することとしています。本プロジェクトで採択された提案で研究領域に合致するものについては、該当する研究開発プラットフォームへ積極的に参加いただき、研究代表者と研究開発プラットフォームのプロデューサー人材との意見交換等を通じてコンソーシアムの更なる研究開発の加速化を図っていただくことについて御協力をお願いすることとしていますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、研究開発プラットフォームが応募時までに設立されている研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが産学連携協議会と連携して研究開発を行うことに同意している場合には、審査において優先(審査において加点)します。

ただし、研究ネットワークとの連携において、研究ネットワークからの応募としても該当する場合は、重複しての加点はいたしません。

応募要件等 8

(4) 各種施策との連携 ②

- ② AI・IoT・ロボット技術・ICT等の活用 内閣官房情報通信技術総合戦略室では、関係府省と連携して、農業情報化に関する個別ガイドライン 及び農業ITサービス標準利用規約ガイドを策定・公表しておりますので御活用ください。
- ③農林水産物・食品の輸出力強化

農林水産物・食品の輸出に関する提案を行う場合は、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」 (平成25年8月29日)及び「農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会のまとめ」(平成26年3月19日) 及び「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日)に沿ったものとなるよう配慮してください。

④ 農業研究者リストへの登録

技術的問題の解決に向けて最新の技術や研究成果を活用したいという農業生産現場からの要望に応えるため、農林水産技術会議事務局では、大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の情報(研究機関名、氏名、研究対象の作物・畜種、連絡先、研究成果に関するインターネット掲載情報等)を整理したリストをまとめ、平成28年8月からホームページに掲載しています。

(URL: https://mieruka.dc.affrc.go.jp/)

生産者の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産業等の現場に実装するという事業の趣旨に鑑み、本プロジェクトへ応募される研究グループ参画者のうち大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の方は、上記URLのページから当該リストに積極的に御登録ください。

採択された場合は、研究グループ参画者のうち大学・都道府県・国の農業研究者の方に上記リストに 必ず御登録いただくこととしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

応募要件等 ⑨

(4) 各種施策との連携 ④

⑤ 「研究ネットワーク」との連携

情報や研究に係る資源を集積することで、相乗的かつ迅速な技術開発とその成果の社会実装を促進する戦略的な技術開発体制の構築を図るため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、拠点となる機関を中心に、ある共通の研究テーマについて、恒常的に情報共有、人材交流、共同研究等を行う、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等から成る研究ネットワークの形成を推進しています。

平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが応募する場合は、当該研究ネットワークについて、様式に必要事項を記入してください。

なお、研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案については、審査において研究ネットワークの内容(ネットワークの構成・活動内容等)に応じて優先(審査において加点)します(ただし、研究コンソーシアムの参画機関(協力機関は含まない)は全て研究ネットワークに参画している必要があります。)。

ただし、「「知」の集積と活用の場産学官連携協議会」との連携において、研究開発プラットフォームからの応募としても該当する場合に、重複しての加点はいたしません。

また、研究ネットワークから提案され採択されたものは、研究の進捗状況の共有及び研究ネットワークにおけるノウハウの蓄積のため、年に1~数回程度の検討会を実施していただきます(当該検討会の開催に要する経費相当として、委託額に一定額を加算します。)ので、あらかじめ御承知おきください。

応募に当たっての留意点

留意点

応募に当たっては、以下の留意事項にご注意ください。

- 効果的・効率的な技術開発を推進するため、関連の強い複数の研究グループが共同して技術開発 を進めることが適当と認められる場合には、当該複数の研究グループの連携や統合を採択の条件と させていただく場合がありますので、あらかじめご承知置きください。
- 公募要領別紙1にある課題は、個別の課題に記載されている内容を網羅した提案をしてください。
- 公募要領別紙1に該当する1つの課題について1つの提案をしてください。

公募・審査スケジュール (予定)

公募(30年1月16日(火)~2月16日(金)12時)



公募説明会(1月16日(火)~1月26日(金))(全国8会場)



書類審査(2月下旬頃)(外部専門家等により実施)



面接審査(3月上中旬頃)(外部専門家等により実施)



委託予定先の決定(3月下旬頃)



試験研究計画等の提出(4月上旬頃)



委託契約締結(4月中旬頃)

注)スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトで 随時お知らせいたします。

「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」による応募 ①

(1) 応募方法

応募する際には、公募要領に従い、<u>提案書を日本語で作成してください。作成した提案書は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で受け付けます。</u>

提案書は郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません。

- Oe-Radの使用にあたっては、<u>事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」</u>(個人の場合は「研究者の登録」だけ)が必要となります。<u>登録手続きに2週間程度</u>を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。
- 〇応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください。
 - ◆情報提供サイト: e-Radポータルサイト(http://www.e-rad.go.jp/)
 - ◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先:

e-Radヘルプデスク

TEL: 0570-066-877

03-6631-0622(直通)

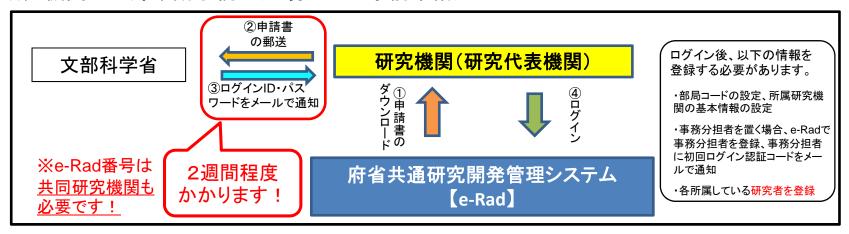
受付時間 9:00~18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」による応募 ②

(2) e-Radによる応募の流れ

〇研究機関の登録申請手続き(応募までの事前準備)



○提案書の応募手続き



委託予定先の決定等 ①

(1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部専門家(大学、企業などの研究者等)等で組織する<u>評議委員会において、審査の観点に基づいて行った後、採択候補となる提案を決定します。</u>審査に当たっては、<u>必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等(プレゼン資料など)の提出等を求める場合があります。</u>

採択は、審査基準に基づき採点を行い、基本的に別紙1の公募課題ごとに最も優良な提案を採択します。 また、<u>採択の条件として提案書の一部の内容とそれに係る参画機関の削除、修正や機器整備費、人件</u> 費等の減額を求める場合があります。

(2)審査の手順

審査は、書類審査及び面接審査の2段階で行う予定ですが、提案数が少ない公募課題については、書 類審査を実施せず面接審査のみを実施する場合があります。

① 書類審査

提案書をもとに評議委員会の委員が審査の観点に基づいた審査基準で審査を行い、面接審査の対象とする提案書を選定します。

② 面接審査

①で選定された課題について、評議委員会が研究代表者等に対する面接審査を行い、採択候補となる 提案書を選定します。

また、面接審査においては、研究グループに参画する農林漁業経営体及び地方公共団体の代表等の同席を求めることがあります。

委託予定先の決定等 ②

(3)審査の観点

- ① 公募課題の目標に即した研究目標は、合理的な根拠の下、公募課題の目標以上の目標が設定されているか。また、その他の研究目標が設定されている場合は、合理的な根拠の下、明確な目標が設定されているか。
- ② 提案内容は、公募課題の内容及び留意事項で示された事項に即しているか。
- ③ 提案内容の要素技術は、技術的に優れているか(既存事業での実績がある場合にはそれらとの整理・仕分けが行われているかも含む。)。
- ④ 達成度を判定できる明確な年度目標が設定され、いつどのような研究を実施するか明確な年度計画となっており、研究期間終了時までに提案内容の実現可能性はあるか。
- ⑤ 研究開発された成果の普及体制、成果を普及する対象者及び地域、普及手法が十分なものとなっているか(導入のし易さ、幅広い地域への波及可能性なども)。
- ⑥ 研究開発された成果の製品化の体制、製品化までのプロセス及び道行きは明確で事業性が十分に見込めるか。
- ⑦ 本研究開発を遂行するための能力・体制は十分か。
- ⑧ 研究計画の実現にとって真に必要な人件費や試験研究費の計上となっているか。
- ⑨ 研究計画の中に公募課題との関連が薄い不必要な部分はないか。

委託予定先の決定等 ③

(3)審査の観点(続き)

⑩ 加点要素

- ア 平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」に おいて採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究コンソーシアムからの提案。
- イ 知」の集積と活用の場研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案。

(4)書類審査及び面接審査における選定結果

書類審査及び面接審査における選定結果は、e-Radによる提案時に付与される応募番号(課題ID)を生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。

面接審査の対象となる応募者には、書類審査終了後に確定した日程を電子メールでお知らせしますが、 書類審査の結果発表から面接審査の実施までの期間が短いので、御注意ください。

また、必要に応じて、審査の過程で研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等を、採択に当たっての条件等として付してお知らせします(審査の過程で機器整備に要する経費、人件費等を減額する場合もあります。)。採択条件等については、試験研究計画書に反映して提出していただきます。これらの採択条件等が満たされないと判断した時には委託を行いません。

委託予定先の決定等 4

(5) 不合理な重複及び過度の集中の排除

本事業の応募の際には、<u>現在参画しているプロジェクト等(他府省を含む他の委託事業及び競争的資</u>金)の状況(試験研究計画名、実施期間など)を提案書に記載していただきます。

不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

(6) 指名停止を受けた場合の取扱い

<u>談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている研究機関等が参画(協力機関としての参画は含まない)した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。</u>

なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

また、採択後の研究の実施に当たっては、指名停止措置を受けている企業等からの物品調達等も認められません。

委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

審査により選定された<u>委託予定先の研究代表機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。</u>

また、原則として各年度の委託金額については、試験研究計画に基づく研究成果の評価等の結果を踏まえ、予算の範囲内で年度毎に決定し契約します。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である<u>研究代表機関について、</u> 特段の事情の変化があり契約の締結が困難と判断される場合には、コンソーシアム構成員等のいず れかを研究代表機関に変更する場合があります。

(2)翌年度の取扱い

平成31年度以降の試験研究計画は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、平成31年度、平成32年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。ただし、評議委員会における試験研究計画に基づく研究成果の評価結果及び執行委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度の委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託の打切り等を行います。

また、予算節減の観点から、評価結果に関わらず、平成31年度以降の研究費については、節約・合理化を求める場合があります。

委託契約上支払対象となる経費

支払対象となる経費

(1)直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要 とする経費

- ①人件費
- ②謝金
- ③旅費
- 4試験研究費
 - •機械•備品費
 - •消耗品費
 - •印刷製本費
 - 借料及び損料

- •光熱水料•燃料費
- •会議費
- 賃金
- •雑役務費

- ⑤その他
- (2)間接的経費(いわゆる一般管理費等)

上記(1)直接経費の15%以内を原則としつつ、<u>申</u> 請に応じ、最大30%までの間接的経費の加算を認め ます(その分の直接経費が減額されます。)。ただし、 加算された間接的経費の配分先は、研究者等又は研 究者等が所属する研究室等とします。

(3)消費税等相当額

上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税及び免税取引に係る経費の8%

※機械・備品費について

重要!

原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得る もののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。

ただし、購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで<u>委託</u>研究経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払とし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては自費での対応となります。

また、受託者(コンソーシアムを構成する全機 関をいう。)が委託契約に基づき「購入した機器 類等の物品」の所有権は、委託試験研究の実施 期間中、受託者に帰属します。

受託者には、委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。

委託事業終了後の所有権は生研支援センター に帰属することとなりますが、その後の継続利用 については、別途、生研支援センターからお知ら せします。

研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為防止のための対応

(1)研究費の不正使用防止のための対応

本事業で実施する研究活動には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が適用されますので、各研究機関等においては、<u>管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適</u>正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、実地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為防止のための対応

各研究機関においては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」に基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に、『研究倫理に関する誓約書』を提出する必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。)。

また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する<u>告発等を受け付ける窓口の設置</u>や、特定不正行為に関する告発があった場合の<u>調査委員会の設置及び調査の実施</u>等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

研究開発の運営管理

運営管理の実施

生研支援センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。本事業の運営管理は、以下のように行います。

- ① 生研支援センターは、事業全体の基本方針の決定、重要事項を審議するため運営管理委員会を設置します。運営管理委員会は、研究や行政の有識者で構成しています。また、本事業の円滑な運営を図り、運営に必要な事項を審議するため、生研支援センターが指名したPD(プログラム・ディレクター)を委員長、外部有識者等を構成員とする執行委員会を設置します。
- ② 試験研究計画の進行管理については、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有する、研究分野ごとに体系PO(プログラム・オフィサー)、試験研究計画ごとに専門POを配置して行います。研究代表者は、専門POと調整を図りながら、研究の進捗状況の整理、試験研究計画案の作成等を行っていただきます。
- ③ 受託者におかれては、研究実施中から、参画する地方公共団体や生産者等の意見も踏まえ、必要に応じて試験研究計画の見直し等も含めた対応を行うなど、経営体強化の実現に向けた取組を行ってください。

研究成果の取扱い1

(1)研究成果報告書等

研究代表者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を取りまとめ、生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。 また、研究代表者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を委託期間中、年度毎に生研支援センターが指示する時期までに提出していただきます。

(2) 研究成果の発表

受託者は、公表することとなった成果について、事業方針や知的財産権に注意しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

なお、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を生研支援センターに報告してください。

(3) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に基づくほか、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成・合意していただきます。その際、コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

研究成果の取扱い②

(4) 研究成果の帰属

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第19条)等に基づき、受託者が一定事項の遵守を約すること(確認書の提出)を条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

ただし、生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

(5) 研究成果の管理

コンソーシアムは、研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針について、コンソーシアム内で議論していただき、その結果について報告していただきます。

また、受託者が研究進行管理のために開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者(民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等)の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

試験研究計画の評価等

(1)試験研究計画の評価

生研支援センターは、「基礎的委託研究事業実施規程」及び「委託事業評価実施要領」に基づき、評議委員会において、試験研究計画の評価を実施します。

また、評議委員会による評価のほか、執行委員会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、試験研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

研究代表者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

(2) 研究終了後のフォローアップ調査

研究成果の普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了から2年、5年を経過した時に、フォローアップ調査を実施します。ただし、2年経過時の調査で普及・実用化の状況が十分でない場合には、3年経過時等追加の調査を実施する場合があります。受託者には、フォローアップ調査に必要な資料の作成等が必要となりますのでご承知おきください。

(3)動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月 1日付け農林水産技術会議事務局長通知)に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、 当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施してい ただく必要があります。

(4) 法令・指針等に関する対応

公募要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。 29

本事業に関する問い合わせ先

(1) 公募全般に関する問い合わせ

農林水產省農林水產技術会議事務局 研究推進課 小川、山下、渡邊、金子

TEL:03-3502-7437 FAX:03-3593-2209

TEL:048-669-9272 FAX:048-669-9266

- 〇 生産性革命に向けた革新的技術開発事業 E-mail:seisansei_kakumei@maff.go.jp
- 革新的技術開発・緊急展開事業(うち経営体強化プロジェクト) E-mail: kakushin keieitai@maff.go.jp

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター) 新技術開発部連携・企画課 寺口、中村、松田

- O 生産性革命に向けた革新的技術開発事業 E-mail:kakumei-web@ml.affrc.go.jp
- 革新的技術開発・緊急展開事業(うち経営体強化プロジェクト) E-mail: keiei29-web@ml.affrc.go.jp

URL: http://www.naro.affrc.go.jp/brain/index.html

(2) 契約事務に関する問い合わせ

生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター) 新技術開発部研究管理課 山崎、西村、我妻 TEL:048-669-9195 FAX:048-666-9267